

***** 1月の主なスケジュール *****

開催日時	種別	内容
1月11日(金)	交流会	新春賀詞交歓会 詳細は今月号をご覧ください。大勢の皆様のご参加をお待ちしております!
1月15日(火) ・16日(水)	相談会	年末調整個別相談会 詳細は今月号をご覧ください。

金融情報 日本政策金融公庫 国民生活事業の融資概要

セーフティネット貸付	4,800万円	運 転 設 備	8年以内 15年以内	基準利率(担保有の場合) 1.16%~2.25% ※担保無も設定できます
普通貸付	4,800万円	運 転 設 備	5年以内 10年以内	

◎セーフティネット貸付や普通貸付申込書に添付していただく書類は一般には次のとおりです。

【個人営業の方】	【法人営業の方】
<ul style="list-style-type: none"> ・申告決算書 最近2期分(申告されている場合) ・見積書(設備資金をお申込の場合) 	<ul style="list-style-type: none"> ・履歴事項全部証明書または登記簿謄本 ・最近2期分の確定申告書・決算書 ・最近の試算表(決算後6カ月以上経過しているか、または事業を始めたばかりで決算を終えていない方) ・見積書(設備資金をお申込の場合)

★お申込み・お問い合わせ先★
日本政策金融公庫国民生活事業の融資申込は公庫新潟支店(新潟市中央区万代4-4-27 NBF新潟テレコムビル9F TEL:025-246-2011・FAX:025-246-2022)か当所(TEL:0250-22-0121)まで。

資金繰り円滑化相談会(毎月、定例開催!)

中小企業者の事業の円滑な資金調達を支援するため、新津商工会議所を会場に定例相談会を開催しています。どうぞご利用ください。

- 新潟県信用保証協会定例相談会(原則毎月第1火曜日10:00~)
 - 1月 8日(火)・ 2月 5日(火)
- 日本政策金融公庫定例相談会(原則毎月第2火曜日10:00~)
 - 1月15日(火)・ 2月12日(火)

相談会のご利用の際は当所経営指導員(近藤、真野、柳)までご予約をお願いします。(TEL:0250-22-0121)

金融情報 経営改善貸付(マル経融資 ※無担保・無保証人)

融資限度額	2,000万円	運 転 設 備	7年以内 10年以内	利率 1.11% ※2018年12月10日現在
-------	---------	---------	---------------	----------------------------

融資対象者は、下記の要件を全て満たした方

- ①原則として6ヶ月以上、商工会議所の経営指導を受けている方
- ②最近1年以上、新潟市秋葉区(新津地域)内で事業を営んでいる方
- ③常時使用する従業員が商業・飲食業・サービス業では5人以下(宿泊業及び娯楽業は20人以下)、製造業・その他業種では20人以下の法人・個人事業主の方
- ④所得税、法人税等の納期到来分の税金を完納されている方
- ⑤日本政策金融公庫国民生活事業の融資対象業種を営んでいる方

★お申込み・お問い合わせ先★ 新津商工会議所(TEL: 0250-22-0121)



3名の経営指導員が地区別に相談に応じています。
(東・南部地区:近藤、西部地区:真野、北部地区:柳)
経営改善貸付以外にも様々な融資制度がありますので、お気軽にご相談下さい。

年末調整個別相談会のご案内

- ◆日 時:平成31年1月15日(火)・16日(水)
9:00~12:00/13:00~16:00
 - ◆会 場:新津商工会議所 3F
 - ◆対 象:新津地域で個人事業を営む方
 - ◆持ち物:
 - ①年末調整の書類一式(税務署より郵送)
 - ②平成30年分所得税源泉徴収簿(ご記入の上、お持ち下さい)
 - ③生命保険料・介護保険料・地震保険料・国民年金保険料等の控除証明書
 - ④国民健康保険料払込金額の確認
 - ⑤控除対象配偶者や扶養親族等の氏名、生年月日の確認
 - ⑥印鑑
 - ⑦マイナンバー制度導入に伴い、来所時下記の方のマイナンバーが確認できるもの(メモ等)をご持参下さい。
(支払者、受給者、受給者の控除対象配偶者や扶養親族)
- ※税理士関与の方はご遠慮ください。



新津商工会議所青年部主催

第3回あきんど養成塾を開催します。

零細・中小企業がこれから生き残る秘訣・可能性を伺う講演会。数多くのコンサルティングや経営指南などの著書多数、実績豊富な栢野克己氏を講師に講演会を行います。新津で商売している方、後継者の方、これから起業を考えている方など広くご参加下さい。

【日 時】平成31年1月19日(土)
受付14:00 開始15:00~17:00

【講 師】
栢野 克己 氏
一楽 (TEL:0250-22-3155)
【会場】100名(定員になり次第締切)
【定員】
【参加費】無料

【申込方法】①事業所名②参加者名③年齢④住所⑤TELを記入し、
x-l(n-yeg@fsinet.or.jp)FAX (0250-25-2332)にてお申し込み下さい。



新春賀詞交歓会参加者募集！

新しい年を迎え、恒例の新春賀詞交歓会を会員同士の親睦を図る目的で開催いたします。多くの皆様のご参加をお待ちしております。

〔日 時〕▶▶ 平成31年1月11日(金)
 特別講演会 15:00~16:30
 主催者、来賓挨拶 16:40~17:00
 パーティー 17:00~18:30

〔講師〕▶▶ みかみ まりこ
 三神 万里子 氏 (ジャーナリスト)
 「テーマ：グローバル視点での地域経済の活性化」

〔会場〕▶▶ 一楽 (TEL0250-22-3155)

〔定員〕▶▶ 会員150名 (定員になり次第締切)

〔参加費〕▶▶ 5,000円/人 (パーティーに参加される方)

※参加希望の方は1月7日(月)までにお申し込み下さい。



全国商工会議所

業務災害補償プラン<制度スタート9年目>

労災事故が発生した際の従業員に対する補償および労災事故の発生が企業の責任と法律上判断された場合に発生する企業の損害賠償責任 (賠償金の支払いなど事業者負担の費用) を補償します。

<業務災害補償プランの特徴>

- ・全国商工会議所のスケールメリットによる低廉な保険料
- ・労災賠償に備える「使用者賠償責任保険」を標準セット
- ・政府労災保険の給付を持たずに保険金のお支払いが可能
- ・契約は無記名式。短時間労働者やパート・アルバイトも包括補償
- ・保険料は売上高と業種で算出 保険料は全額損金算入可能

■制度運営 日本商工会議所

■引受保険会社 (制度算入順)・お問い合わせ

東京海上日動火災保険株式会社 損保ジャパン日本興亜株式会社
 三井住友海上火災保険株式会社 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

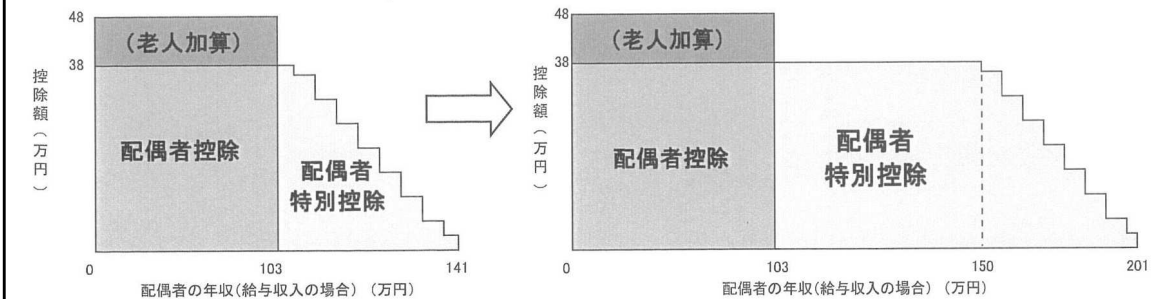
☆☆ 平成30年分の年末調整における留意事項 ☆☆

配偶者控除及び配偶者特別控除の控除対象範囲の拡大

配偶者控除の額が次表の【改正後の配偶者控除額及び配偶者特別控除額の一覧表】のとおり改正され、合計所得金額が1,000万円を超える所得者については、配偶者控除の適用を受けることはできないこととされました。

また、配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下とされ、その控除額が次表の【改正後の配偶者控除額及び配偶者特別控除額の一覧表】のとおり改正されました。

〔改正前〕 ※配偶者特別控除について所得者の所得制限あり
 〔改正後〕 ※配偶者控除及び配偶者特別控除について所得者の所得制限あり
 (図は所得者の合計所得金額が900万円以下の場合)



【改正後の配偶者控除額及び配偶者特別控除額の一覧表】

		所得者の合計所得金額 (給与所得だけの場合の所得者の給与等の収入金額)			【参考】 配偶者の収入が給与所得だけの場合の配偶者の給与等の収入金額
		900万円以下 (1,120万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,120万円超 1,170万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,170万円超 1,220万円以下)	
配偶者控除	配偶者の合計所得金額 38万円以下	38万円	26万円	13万円	1,030,000円以下
	老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円	
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額 38万円超 85万円以下	38万円	26万円	13万円	1,030,000円超 1,500,000円以下
	85万円超 90万円以下	36万円	24万円	12万円	1,500,000円超 1,550,000円以下
	90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円	1,550,000円超 1,600,000円以下
	95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円	1,600,000円超 1,667,999円以下
	100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円	1,667,999円超 1,751,999円以下
	105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円	1,751,999円超 1,831,999円以下